

第4章 障がい福祉サービス等の見込み量

1 障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の見込み量



共生社会を実現するため、障がい者の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者が必要とする障がい福祉サービスやその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図れるよう、必要な障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の整備に努めます。

また、障がい福祉サービスの対象となる身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者（*発達障がい及び*高次脳機能障がい者を含む）並びに*難病患者等であって18歳以上の者と障がい児への障がい福祉サービスの充実に努めます。

(1) 訪問系サービス

■事業の概要

サービス名	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	居宅で、入浴、排せつ、食事等の介護、家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助を行うもの。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がいや精神障がいにより常に介護を必要とする人に、居宅等で、入浴、排せつ、食事等の介護、家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助や外出時における移動の支援等を総合的に行うもの。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行うもの。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする人に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な支援や外出中の介護等の必要な援助を行うもの。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とし、意思疎通に著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺や寝たきり又は知的障がいや精神障がいにより行動上著しい困難を有する人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行うもの。

■実績と見込み

サービス名	単位	実績値			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	時間	2,557	2,689	2,868	3,073	3,291	3,521
	人	209	231	237	254	272	291
重度訪問介護	時間	1,590	2,193	2,149	2,500	3,000	3,500
	人	2	5	4	5	6	7
同行援護	時間	426	473	468	492	516	552
	人	34	37	39	41	43	46
行動援護	時間	10	14	45	54	54	54
	人	1	3	5	5	5	5
重度障害者等包括支援	時間	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0

※「時間」は「月当たりの延べ利用時間」、「人」は「月当たりの利用実人数」を示しています。

※表の数値は各年度3月分の利用量、令和5年度は推計した見込み値を示しています。

■見込み量確保のための方策

訪問系サービスは、日常生活を営むのに支障がある障がい者の居宅生活を支えるのに大変重要なサービスであり、利用実績も増加傾向にあります。今後も地域移行を進めることや障がい者やその家族の高齢化が進むことで利用ニーズの増加が予測されます。そのため、障がい福祉サービス事業所との連携を強化するとともに、サービス利用者の一人ひとりの状況に応じた適切なサービスを提供できる体制づくりを推進します。

(2) 日中活動系サービス

■事業の概要

サービス名	内容
生活介護	障がい者支援施設等において、常に介護を必要とする人に、主に昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供するもの。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	地域生活を送るうえで、身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、一定期間、必要な訓練や生活等に関する相談等の支援を行うもの。
就労選択支援	障がいのある人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するもの。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、生産活動やその他の活動機会の提供、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練、就労後の職場定着に必要な相談等の支援を行うもの。
就労継続支援A型 (雇成型)	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約を締結し、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うもの。
就労継続支援B型 (非雇成型)	就労経験がある人で年齢や体力面で雇用されることが困難になった人、就労移行支援等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかなかった人等に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、*一般就労へ移行した障がいのある人に、就労の継続を図るために必要な企業や事業所等との連絡調整や雇用に伴い生じる生活課題に関する相談等の支援を行うもの。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、主に昼間、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行うもの。
短期入所(ショートステイ) (福祉型・医療型)	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め、障がい者支援施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うもの。

■実績と見込み

サービス名	単位	実績値			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日	4,383	4,908	4,950	5,225	5,301	5,377
	人	244	262	265	275	279	283
自立訓練(機能訓練)	人日	6	22	21	40	40	40
	人	1	1	1	2	2	2
自立訓練(生活訓練)	人日	61	24	43	55	55	55
	人	3	2	3	4	4	4
就労選択支援 ※国により令和7年10月創設予定	人					利用ニーズの把握に努め、サービスを実施します。	

※「人日」は「月当たりの延べ利用日数」、「人」は「月当たりの利用実人数」を示しています。

※表の数値は各年度3月分の利用量、令和5年度は推計した見込み値を示しています。

■実績と見込み

サービス名	単位	実績値			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援	人日	129	151	168	225	225	225
	人	14	9	11	15	15	15
就労継続支援(A型)	人日	858	1,012	1,003	1,176	1,260	1,344
	人	60	49	52	56	60	64
就労継続支援(B型)	人日	3,664	4,404	4,098	4,437	4,573	4,709
	人	253	239	247	261	269	277
就労定着支援	人	13	10	14	14	14	14
療養介護	人	31	31	37	39	41	43
短期入所(ショートステイ)(福祉型)	人日	263	352	294	312	330	348
	人	74	67	98	104	110	116
短期入所(ショートステイ)(医療型)	人日	0	0	23	23	23	23
	人	0	0	4	4	4	4

※「人日」は「月当たりの延べ利用日数」、「人」は「月当たりの利用実人数」を示しています。

※表の数値は各年度3月分の利用量、令和5年度は推計した見込み値を示しています。

■見込み量確保のための方策

障がい者等の地域における生活の維持及び継続を図るため、日中活動系サービスの確保が求められます。事業所と連携し、利用者のニーズに対応できるよう確保に努めます。

アンケート調査結果では、収入を得る仕事をしている人は全体の約2割となっています。今後の就労意向については、特に精神障がい者で高くなっており、本人の希望を叶えるための雇用機会や環境の充実が求められます。そのため、就労支援事業所や関係機関との連携を深め、必要なサービスの提供に努めます。

また、就労継続支援の事業所が利用者に安定的に工賃を払えるよう、障害者優先調達法に基づいて定めた本市の調達方針に則り、事業所からの物品等の調達を推進します。

短期入所は、アンケート調査結果からも今後の利用意向の高いサービスとなっています。介助者の疾病等の理由のほか、緊急の利用、重症心身障がい児及び*医療的ケア児の利用、介助者のレスパイト(休息)としての利用等、多様な短期入所への対応が可能となるよう、体制の確保に努めます。

(3) 居住系サービス

■事業の概要

サービス名	内容
共同生活援助(*グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居において相談、入浴、排せつ、食事の介護等を行うもの。
施設入所支援	障がい者支援施設に入所する人に、夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護、生活に関する相談等の支援を行うもの。
自立生活援助	障がい者支援施設や*グループホーム等を利用していた障がいのある人で一人暮らしを希望する人等に、定期的な居宅訪問や相談対応、関係機関との連絡調整等、一人暮らしに必要な援助を行うもの。

■実績と見込み

サービス名	単位	実績値			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助(*グループホーム)	人	90	91	122	133	145	158
施設入所支援	人	115	105	101	97	93	89
自立生活援助	人	0	0	0	0	0	1

※「人」は「月当たりの利用実人数」を示しています。

※表の数値は各年度3月分の利用量、令和5年度は推計した見込み値を示しています。

■見込み量確保のための方策

共同生活援助(*グループホーム)は、地域における居住の場であり、*地域生活への移行の促進に伴い、より一層の充実が求められます。今後も、市内や近隣市町を含めた圏域内でのサービスの確保に努めます。

施設入所支援については、今後も一定数の利用ニーズがあると考えられます。入所者に対して、適切に意思決定支援を行い、地域生活を希望する者には、必要な障がい福祉サービス等が提供できるよう、体制の整備に努めます。

自立生活援助については、サービスを提供する事業所が市内、圏域には無く、計画期間における利用実績がありません。施設等を退所して地域生活を希望する人に対して、自立生活援助の情報提供を行い、必要なニーズの把握に努めます。

また、国の報酬改定の動向を踏まえながら、事業所と連携したサービスの確保に努めます。

(4) 相談支援

■事業の概要

サービス名	内容
計画相談支援	障がい者の課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画の作成や一定期間ごとに計画内容の見直しを行うもの。
地域移行支援	障がい者支援施設や精神科病院に入所・入院している障がい者に、住居の確保や地域生活移行に向けた相談等を行うもの。
地域定着支援	単身で生活している障がい者に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行うもの。

■実績と見込み

サービス名	単位	実績値			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人	870	887	907	927	947	967
地域移行支援	人	0	0	0	0	0	1
地域定着支援	人	0	0	0	0	0	1

※「計画相談支援」の「人」は「年当たりの計画作成完了人数」を示しています。

※「地域移行支援」、「地域定着支援」の「人」は「各年度の年間利用者数」を示しています。

※令和5年度は推計した見込み値を示しています。

■見込み量確保のための方策

アンケート調査結果からも、障がいの種別によってサービス利用へのニーズや必要な支援が異なることが明らかになっており、その多様性も伺えます。そのため、障がいのある人がそれぞれのニーズや実態に応じた適切な支援が行えるよう、計画相談支援の周知・普及が重要となっています。

また、知的障がいのある人や精神障がいのある人が増加している現状を踏まえ、利用ニーズの増加を見込んでいることから、障がい福祉サービスの適切な利用ができるよう、事業所との連携を強化するとともに、相談支援事業所や*相談支援専門員の確保に努めます。

地域移行支援、地域定着支援については、計画期間における利用実績はありませんが、今後も相談支援事業所が、入所施設等との連携を強化し利用促進を図り、*地域生活への移行に向けた支援が行えるよう推進していきます。

(5) 障がい児通所支援

■事業の概要

サービス名	内容
児童発達支援	就学前の障がいのある児童に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うもの。
医療型児童発達支援	就学前の上肢、下肢または体幹機能に障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練及び治療を行うもの。
放課後等デイサービス	就学中の障がいのある児童に、授業の終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行うもの。
保育所等訪問支援	障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所等を訪問し、障がいのある児童や保育所等のスタッフに対し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行うもの。
居宅訪問型児童発達支援	重度の心身障がい等がある就学前児童であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がいのある児童に、居宅を訪問し日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行うもの。

■実績と見込み

サービス名	単位	実績値			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日	1,349	1,694	1,436	1,466	1,592	1,726
	人	154	182	172	186	202	219
医療型児童発達支援	人日	6	0	0	6	6	6
	人	1	0	0	1	1	1
放課後等デイサービス	人日	2,984	3,364	3,468	3,729	3,861	3,993
	人	281	311	327	339	351	363
保育所等訪問支援	人日	0	0	0	6	8	10
	人	0	0	0	3	4	5
居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	0	利用ニーズの把握に努め、サービスを実施します。		
	人	0	0	0			

※「人日」は「月当たりの延べ利用日数」、「人」は「月当たりの利用実人数」を示しています。

※表の数値は各年度3月分の利用量、令和5年度は推計した見込み値を示しています。

■見込み量確保のための方策

障がい児及びその家族に対する支援について、障がい児の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、支援の周知や支援につながる相談体制も含めた障がい児通所支援等の充実に努めます。

障がい児通所支援については、利用実績が増加しており、今後も増加が見込まれることから、香川県や圏域の市町と連携し、必要な体制の確保に努めます。

(6) 障がい児相談支援

■事業の概要

障がいのある児童が障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス等）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行うもの。

■実績と見込み

サービス名	単位	実績値			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい児相談支援	人	478	542	602	662	722	782

※「人」は「各年度の年間計画作成完了人数」を示しています。

※令和5年度は推計した見込み値を示しています。

■見込み量確保のための方策

障がい児通所支援の利用者の増加に伴って利用実績も増加しています。適切にサービスを利用することができるよう、障がい児やその家族に対する継続的な相談支援を実施するとともに、相談支援事業所や関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実に努めます。

2 地域生活支援事業等の見込み量



ア 地域生活支援事業

障がい者等が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施し、もって障がい者等の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず市民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とした事業。

(1) 理解促進研修・啓発事業

■事業の概要

地域住民に対して、障がい者等や障がい特性等に関する理解を深めるためや、「心のバリアフリー」の推進を図るための研修や啓発活動等を行います。

■実績と見込み

サービス名	単位	実績値			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	件	6	8	10	8	8	8

※表の数値は各年度（4月～3月）の年間件数、令和5年度は推計した見込み値を示しています。

■見込み量確保のための方策

アンケート調査では、約44%の人が「障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがある」と回答しています。障がい者への理解を深めるため、引き続き各種の研修・啓発活動を行っていきます。

(2) 自発的活動支援事業

■事業の概要

障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるようにするための障がい者等やその家族、地域住民等による地域における自発的な活動（*ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援します。

■実績と見込み

サービス名	単位	実績値			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	件	0	2	2	2	2	2

※表の数値は各年度（4月～3月）の年間件数、令和5年度は推計した見込み値を示しています。

■見込み量確保のための方策

今後も、共生社会の実現を図るため、障がい者等の自発的活動を支援します。

(3) 相談支援事業

■事業の概要

事業名	内容
障がい者相談支援事業	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がい者等の*権利擁護のために必要な援助を行います。
*基幹相談支援センター等機能強化事業	市町村等における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を*基幹相談支援センター等に配置することや、*基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的とした事業です。

■実績と見込み

サービス名	単位	実績値			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者相談支援事業	事業所数	3	3	3	3	3	3
*基幹相談支援センター等機能強化事業	—	未実施	未実施	未実施	実施		

■見込み量確保のための方策

今後も障がい福祉サービスや生活に係る各種相談について、指定一般相談支援事業所と連携した事業を継続します。

相談支援事業の地域における中核的な役割を担う機関である*基幹相談支援センターについては、必要な設置機能や役割の在り方について、中讃西部圏域の自治体や相談支援事業所等と協議を行います。*基幹相談支援センターが設置されるまでの間において、中讃西部*地域自立支援協議会や相談支援事業所と連携を強化し、障がい者相談支援事業や*成年後見制度利用支援事業によって適切に支援が行われるよう地域の相談支援体制の強化に努めます。

なお、障がい者の住居入居に関する支援については、現在の支援体制の中で、不動産業者への同行等の入居手続きに関する支援や、関係機関によるサポート体制の調整等、相談支援事業所を中心に行います。

(4) *成年後見制度利用支援事業

■事業の概要

障がい福祉サービスの利用の観点から、*成年後見制度を利用することが有用である障がい者で、利用の費用負担が困難な人に、必要となる経費について補助を行います。

■実績と見込み

サービス名	単位	実績値			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
*成年後見制度利用支援事業	人	4	6	3	6	7	8

※「人」は「年間の利用実人数」を示しています。

※令和5年度は推計した見込み値を示しています。

■見込み量確保のための方策

アンケート調査では、*成年後見制度の認知度について、「名前も内容も知らない」が約3割となっています。関係機関と連携して、制度の更なる周知や適切な利用の促進に努めます。

なお、*成年後見制度における法人後見を実施する団体に対する支援については、引き続き、現在事業を行っている高齢者分野と連携を図っていきます。

(5) *意思疎通支援事業

■事業の概要

事業名	内容
*手話通訳者・*要約筆記者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚、盲ろう、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体等の障がいや*難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障がい者等とその他の者の意思疎通を支援する*手話通訳者、*要約筆記者等の派遣や市役所への設置を行い、意思疎通の円滑化を図ります。
*手話通訳者設置事業	

■実績と見込み

サービス名	単位	実績値			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
*手話通訳者派遣事業	人	104	72	60	75	75	75
*要約筆記者派遣事業	人	1	3	4	5	5	5
*手話通訳者設置事業	人	1	1	1	1	1	1

※*手話通訳者派遣事業、*要約筆記者派遣事業の「人」は「年間の利用延べ人数」を示しています。*手話通訳者設置事業の「人」は、その年度の*手話通訳者として業務にあたる者の配置数を示しています。

※令和5年度は推計した見込み値を示しています。

■見込み量確保のための方策

引き続き、利用者へ事業の周知を図るとともに、*手話通訳者や*要約筆記者の設置の促進に努めます。

また、*手話通訳者については、福祉課に配置しています。今後も利用者のニーズを十分に考慮し、施策に反映できるよう努めます。

(6) 日常生活用具給付等事業

■事業の概要

事業名	内容
日常生活用具給付等事業	障がい者に、日常生活に必要な用具を給付または貸与すること等により、日常生活の便宜を図ります。
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、体位変換器等
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障がい者用屋内信号装置等
在宅療養等支援用具	透析液加温器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等
情報・*意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障がい者用情報受信装置等
排泄管理支援用具	ストマ装具、紙おむつ等、収尿器
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がい者の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

■実績と見込み

サービス名	単位	実績値			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件	9	7	6	8	8	8
自立生活支援用具	件	23	11	3	12	12	12
在宅療養等支援用具	件	21	5	6	11	11	11
情報・*意思疎通支援用具	件	13	15	9	12	12	12
排泄管理支援用具	件	3,009	3,013	2,748	3,000	3,000	3,000
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	5	6	7	6	6	6

※表の数値は各年度（4月～3月）の年間利用量、令和5年度は推計した見込み値を示しています。

■見込み量確保のための方策

引き続き、事業の周知に努め、利用者の希望や障がいの特性に合わせて、必要な日常生活用具の給付に努めます。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

■事業の概要

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙や手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるようにします。

■実績と見込み

サービス名	単位	実績値			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	人	4	8	8	8	8	8

※「人」は「年間の利用実人数」を示しています。

※令和5年度は推計した見込み値を示しています。

■見込み量確保のための方策

本市では、令和3年4月1日に「丸亀市手話言語条例」と「丸亀市障がいのある人の情報保障及びコミュニケーション手段の利用促進に関する条例」の2つの条例を施行しています。

手話奉仕員を養成する事業について、関係機関と連携して、引き続き取り組んでいきます。

(8) 移動支援事業

■事業の概要

屋外での移動が困難な障がい者等に、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。

■実績と見込み

サービス名	単位	実績値			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	時間	20,919	21,290	22,575	23,100	23,100	23,100
	人	191	210	215	220	220	220

※「時間」は「年間の利用延時間数」、「人」は「年間の利用実人数」を示しています。

※令和5年度は推計した見込み値を示しています。

■見込み量確保のための方策

障がいのある人の社会参加の促進や自分らしい暮らしをする上で、重要なサービスであり、今後も引き続き、中讃西部*地域自立支援協議会で情報の共有や課題の協議等を行いながら、体制の確保に努めます。

(9) 地域活動支援センター機能強化事業

■事業の概要

障がい者等を通わせ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を強化し、もって障がい者等の地域生活支援の促進を図ります。

事業名	内容
地域活動支援センターⅠ型	精神保健福祉士等の専門職員を配置し、地域で生活する精神障がい者等の日中活動の場を提供するとともに、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。
地域活動支援センターⅡ型	地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを提供します。
地域活動支援センターⅢ型	地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業を実施します。

■実績と見込み

サービス名	単位	実績値			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センターⅠ型	箇所	4	4	4	4	4	4
	人	32	36	35	40	40	40
地域活動支援センターⅡ型	箇所	2	2	2	2	2	2
	人	35	40	41	45	45	45
地域活動支援センターⅢ型	箇所	2	2	2	2	2	2
	人	6	4	6	10	10	10

※「人」は「年間の利用者証交付数（人）」を示しています。

※令和5年度は推計した見込み値を示しています。

■見込み量確保のための方策

圏域内外の各市町や事業所と連携し、体制の確保に努め、障がい者の地域における生活の維持や継続が図られるよう支援します。

(10) 訪問入浴サービス事業

■事業の概要

地域における身体障がい者・児の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者・児の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

■実績と見込み

サービス名	単位	実績値			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	箇所	1	1	2	2	2	2
	回	126	114	120	130	130	130

※「回」は「年間の利用延回数」を示しています。

※令和5年度は推計した見込み値を示しています。

■見込み量確保のための方策

令和4年度から、対象者の年齢制限を撤廃し、18歳未満の方にも利用できるようになっています。引き続き、サービス提供体制を確保するとともに、必要な方に提供できるよう、事業の周知に努めます。

(11) 日中一時支援事業

■事業の概要

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とします。

■実績と見込み

サービス名	単位	実績値			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	箇所	13	13	13	15	15	15
	回	3,596	2,997	3,290	3,700	3,700	3,700

※「回」は「年間の利用延回数」を示しています。

※令和5年度は推計した見込み値を示しています。

■見込み量確保のための方策

引き続き事業の周知に努めるとともに、障がい福祉サービス事業所と連携し、必要なサービス提供体制を確保します。また、中讃西部*地域自立支援協議会において、適宜事業実施についての協議を行います。

(12) 福祉ホーム事業

■事業の概要

低額な料金で居室等を提供するとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障がい者の地域生活を支援します。

■実績と見込み

サービス名	単位	実績値			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉ホーム事業	箇所	2	2	2	2	2	2
	人	3	8	8	10	10	10

※「人」は「年間の利用実人数」を示しています。

※令和5年度は推計した見込み値を示しています。

■見込み量確保のための方策

引き続き、必要なサービス提供体制を確保するとともに、事業の周知に努めます。

(13) レクリエーション活動等支援

■事業の概要

障がい者等の交流、余暇活動の質の向上、体力増強等に資するためのレクリエーション活動等を行うことにより、障がい者等の社会参加を促進します。

■実績と見込み

サービス名	単位	実績値			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者スポーツレクリエーション教室(実施回数)	回	3	2	5	5	5	5
障がい者スポーツ大会(実施回数)	回	新型コロナウイルス感染症のため中止		1	1	1	1

■見込み量確保のための方策

障がい者等のレクリエーション活動の機会を提供し、社会参加の促進に努めます。

(14) 点字・声の広報等発行

■事業の概要

文字による情報入手が困難な障がい者等のために、地域生活を営む上で必要な情報を提供することにより、障がい者等の社会参加を促進します。

■実績と見込み

サービス名	単位	実績値			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
点字・拡大文字版・声の広報等発行事業	月	12	12	12	12	12	12

■見込み量確保のための方策

本市の広報紙において、通常版では情報入手が困難な障がい者等のため、点字、拡大文字版、声の広報の3種類を作成し、希望者に配布しています。今後も障がい者等の情報取得のための施策の推進に努めます。

イ 地域生活支援促進事業

障がい者等が日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域生活支援事業実施要綱で定める事業に加え、政策的な課題に対応する事業を計画的に実施し、もって障がい者等の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず市民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域生活の実現に寄与することを目的とした事業。

(1) 障害者虐待防止対策支援事業

■事業の概要

丸亀市障害者虐待防止センター運営事業について、障がい者虐待の未然防止及び早期発見、迅速な対応、再発防止等のため丸亀市障害者虐待防止センターを設置し、24時間体制で障がい者虐待に関する通報または届出の受理等を行えるよう、障がい者虐待に関する業務の一部を委託実施しています。

■実績と見込み

サービス名	単位	実績値			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
丸亀市障害者虐待防止センター設置	箇所	1	1	1	1	1	1
	受付件数	8	5	10	10	10	10

※令和5年度は11月末の件数を示しています。

■見込み量確保のための方策

引き続き、24時間体制の障害者虐待防止センターを開設し、障がい者等の*権利擁護に努めます。